

静岡県告示第373号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年5月2日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年5月2日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	掛川大東線	掛川市下土方字畠ヶ谷 3730番の1	前	15.6～16.1	17.2
			後	16.0～16.3	17.2
県道	掛川大東線	掛川市大坂字長谷 4815番の2から 掛川市大坂字長谷 4828番の5まで	前	16.1～24.7	81.9
			後	16.5～25.1	81.9